

不当な勧誘や契約から
あなたを守ることができるのか

消費者契約法・消費者裁判手続特例法 どのように改正されるのか

「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」は、今年5月25日に参議院において可決され成立しました。6月1日に公布され、1年を経過した日(2023年6月1日)に施行されます。

消費者庁からは、今回の改正によってどのような消費者トラブルが救済できるのか、改正のポイントを説明いただきます。また、今回の改正時の附帯決議において、消費者契約法については、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方を直ちに検討するべきであるとの意見が決議され、現在、有識者による検討会が始まったところです。

志部弁護士からは、消費者運動の視点から今回の改正を振り返り、評価と課題、また今後の議論に期待することについて説明いただきます。

是非、ご参加お待ちしております。

参加費
無料です

【日時】 10月12日(水) 14時00分~15時30分

〔Zoomを活用したオンライン学習会〕

【講師】 玉置貴広さん 伊吹健人さん(消費者庁 消費者制度課)
志部淳之介さん(弁護士)

【定員】 100人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】 10月10日(月)

【申し込み】

① Google フォーム <https://forms.gle/rMGXyRLoDzuYekwB8>

② 事務局 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp (大出)

参加ご希望の方は、上記①または②で「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※資料および Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただきます、他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。

